

会費未納により会員資格を喪失した者の再入会時の会費納入に伴う定款改正

新	旧
<p>(入会)</p> <p>第10条 本法人に入会を希望する者は、日本小児看護学会入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 会費を2年間滞納し会員資格を喪失した者が、再度入会を希望する場合は、未納分の会費を全額納入しなければならない。</u></p>	<p>(入会)</p> <p>第10条 本法人に入会を希望する者は、日本小児看護学会入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p>

利益相反委員会設置に伴う定款施行細則改正

新	旧
<p>(委員会)</p> <p>第11条 定款第34条に定める各委員会の設置は次の要領で行う。</p> <p>①委員会の設置および解散は、理事会の議による。</p> <p>②委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。ただし、<u>利益相反委員会</u>および選挙管理委員会は除く。</p> <p>a 理事 1名</p> <p>b 評議員 2名以上</p> <p>c 会員適当数</p> <p>d 委員会の委員長は、理事会で選出された担当理事をもってあてる。</p> <p>e 委員長および委員の任期は2年とし再任を妨げない。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第11条 定款第34条に定める各委員会の設置は次の要領で行う。</p> <p>①委員会の設置および解散は、理事会の議による。</p> <p>②委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。ただし、選挙管理委員会は除く。</p> <p>a 理事 1名</p> <p>b 評議員 2名以上</p> <p>c 会員適当数</p> <p>d 委員会の委員長は、理事会で選出された担当理事をもってあてる。</p> <p>e 委員長および委員の任期は2年とし再任を妨げない。</p>